

「建築物石綿含有建材調査者講習」

修了考査 【Ⅱ】

試験年月日 年 月 日 実施

受講番号		氏名	
------	--	----	--

- 1.指示があるまで、問題は見ないでください。
- 2.合格点は、正解が各科目40%以上、かつ全科目で60%以上です。
- 3.試験時間は90分です。
- 4.不正行為が発覚した場合は、直ちに退席いただき、不合格といたします。

得 点

建築物石綿含有建材調査に関する 基礎知識 1	点
建築物石綿含有建材調査に関する 基礎知識 2	点
石綿含有建材の建築図面調査	点
現地調査の実際と留意点	点
建築物石綿含有建材調査報告書の 作成	点
合 計	点

事務管理者	採点担当者

【 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1 】

問1 「建築物石綿含有調査」に関する記述のうち、不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合も、石綿含有建材がない旨の建物調査報告書を作成し、建築物の所有者等で調査を依頼した者に提出する。
- 2 2005（平成17）年には、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。
- 3 現在でも、製造禁止前から使用されている石綿含有製品の継続使用は、禁止されていない。
- 4 令和4年4月から、解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を所轄労働基準監督署に届け出なければならない。

問2 「石綿の定義、種類、特性」について、不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
- 2 石綿の特性として、引張りに強く、摩擦・摩耗にも強い点がある。
- 3 レベル1の石綿は、飛散性が低い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれない。
- 4 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には、保温材、断熱材、耐火被覆材が分類され、煙突断熱材も含まれる。

問3 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する記述のうち、不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水などがあるが、びまん性胸膜肥厚はこれに該当しない。
- 2 石綿ばく露と喫煙が重なると、肺がん発症リスクは相乗的に高くなることが知られている。
- 3 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強く、最も潜伏期間が長いことが知られている。
- 4 石綿累積ばく露量（石綿濃度×石綿ばく露期間）と、石綿関連疾患の発症には相関がある。

問4 「建築物と石綿関連疾病、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する記述のうち、不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 建設業の石綿ばく露は、主に(1)新築時の吹付け、切断、加工等によるもの、(2)建築物維持管理・補修等の吹付け石綿及び飛散しやすい石綿含有建材によるもの、(3)建築物改築及び解体時の石綿含有建材によるものの3種類である。
- 2 吹付け石綿が使用されている建築物では、物理的な接触により石綿の飛散が発生する。例えば、天井面へポールや棒を当てる場合は12～18f/Lで、ほうきでこする場合も、石綿繊維の気中濃度差はないという結果が報告されている。
- 3 肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- 4 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、子供が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。

【 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2 】

問1 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する記述のうち、不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体、改修等が対象となる。
- 2 大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。
- 3 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果は、工事期間中保管していれば、掲示は不要である。
- 4 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m² 以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。

問2 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する記述のうち、不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 大気汚染防止法では、建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が50万円以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- 2 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出は、発注者又は自主施工者が行わなければならない。
- 3 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、吹付け石綿及び吹付けロックウールで石綿0.1 重量パーセントを超えるものを使用することを禁止するとともに、建築物及び工作物の増改築時や大規模修繕・模様替え時にこれらの建築材料の除去等を義務付けている。
- 4 調査対象となる優先順位の考え方は、吹付け石綿などに対する規制などの経緯や、飛散した場合の健康被害への影響の大きさなどに着目して、建築時期の古い建築物、未成年者が長く滞在する建築物、災害時の緊急利用が求められる建築物を優先的な調査対象としている。

問3 「リスク・コミュニケーション」に関する記述のうち、不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
- 2 リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることが重要である。
- 3 リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析、関係者との議論などがある。
- 4 日本国内において、石綿の飛散防止に関して周辺住民等とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待し、環境省から「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションガイドライン」が2017（平成29）年に公表されている。

問4 「石綿含有調査者」に関する記述のうち、不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 石綿含有建材調査者は、解体・改修工事時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材を調査し、石綿の使用の有無を判定する必要がある。
- 2 石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行っては絶対にならない。
- 3 石綿含有建材調査者には、石綿の分析技術に関する知識は必要とされていない。
- 4 石綿に関する情報と措置技術は日々新しくなっており、石綿含有建材調査者には常に情報収集の努力が必要である。

【 石綿含有建材の建築図面調査 】

問1 「建築一般」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 解体・改修時の事前調査では、建築一般の知識を頭に入れておくことは見落としを防いだり、建材の代表性を誤って判断することを防止することにつながるため、非常に重要である。
- 2 建築基準法において「壁及び構造上重要ではない間仕切壁」は、建築物の主要構造部である。
- 3 建築基準法において「床（構造上重要ではない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- 4 建築基準法において「梁（構造上重要ではない小梁を除く）」は、建築物の主要構造部である。

問2 「建築一般」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が同一である。
- 2 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱でも構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能をいう。
- 3 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「5以上で14以内の階」における「床」の要求耐火性能は、「2時間」である。
- 4 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30分間」である。

問3 「建築一般」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
- 2 建築基準法で定められている「面積区画」について、高層建築物においては、区画の面積が大きくなる。
- 3 防火区画の留意事項として、カーテンウォールと床スラブなどとの取り合い部分（取り付け部）は、床スラブとカーテンウォールとの間のすき間を耐火性能のある不燃材で塞ぐのが一般的である。
- 4 不燃材料とは、鉄、コンクリート、ガラス、モルタルなどで、20分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。

問4 「建築設備」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第1種」を使用することが多くみられる。
- 2 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に石綿が使われており、また、ボイラー室の壁や天井に石綿含有吹付け材が使われていた。
- 3 レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合、床スラブに大きな開口を施して設置されるため、防火区画を担保するため、グリーストラップ下端に耐火被覆が必要となる。
- 4 ペリメータカウンターには、空調設備が設置されることが多く、配管の石綿含有保温材やファンコイルユニットの吸音のために吹付け石綿などが施工されている。

問5 「石綿含有建材」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け工法のみである。
- 2 石綿含有吹付けパーライトは、耐火構造認定（旧：指定）を取得した経緯がないので、耐火被覆が必要とされる部位には使用されていない。
- 3 石綿含有吹付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として半乾式（半湿式）工法が開発され、現在では半乾式工法により石綿が含有されていない吹付けロックウールが施工されている。
- 4 石綿含有吹付けロックウールの「乾式吹付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「セメント」と「水」である。

【 石綿含有建材の建築図面調査 】

問6 「石綿含有建材」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 1954（昭和29年）以前も石綿含有材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。
- 2 石綿含有建材の最終製造年はあくまで目安であり、使用時期以降でも石綿を含有している場合があるので注意する。
- 3 1980（昭和55）年にロックウール工業会の自主規制により、会員各社が石綿含有吹付けロックウールの使用を中止し、ロックウール工業会所属のメーカー各社は、石綿を添加しないロックウールだけのものに変更したので、1980（昭和55）年以降は石綿含有吹付けロックウールが施工されていた可能性はない。
- 4 昭和30年代後半から50年代にかけて建築されたR C構造集合住宅の室内の天井は直天井が多く、パーライトを骨材とした吹付けで仕上げられていた。

問7 「石綿含有建材」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 石綿含有保温材に使用された石綿含有製品には、「けいそう土保温材」、「パーライト保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- 2 石綿を含有している耐火被覆材には、「耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第2種」の2種類がある。
- 3 けい酸カルシウム板には第1種と第2種があり、第1種はレベル2の建材で、厚さは6・8・12mmなど薄いいため、けい酸カルシウム板第2種と見分けることができる。
- 4 けい酸カルシウム系保温材は、平板、半円筒などの形状をしており、各々の被保温箇所に被せ、バンドや番線などで固定して使用されていた。

問8 「石綿含有建材」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 レベル3の石綿含有建材においても、石綿則や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの対象となる。
- 2 レベル3の石綿含有建材は事業用の建築物だけでなく、一戸建て住宅等などにも幅広く使われている。
- 3 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。
- 4 レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも圧倒的に多い。

問9 「石綿含有建材」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので主として内装材として使われるが、外装材として軒天井に使用された例もある。
- 2 石綿含有けい酸カルシウム板第1種は、浴室などのタイル下地には使用されていない。
- 3 石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。
- 4 せっこうボードのうち、昭和45年から昭和61年に製造された製品の一部に、石綿を含有するものがある。

問10 「石綿含有建材」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 石綿含有スレート波板は、軽量で強度があることから、多くは工場などの屋根（大波）、壁（小波）に使われ、中波は使用された数は少ないが、屋根・壁に使用されている。
- 2 石綿含有スレート波板は、工場塗装した化粧波形スレートがあり、また現場での塗装仕上げも行われている。
- 3 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品の厚さが厚く、踏み割れることはない。
- 4 石綿含有ルーフィングは、目視では、石綿が含有されているか否かの識別は極めて困難である。

【 石綿含有建材の建築図面調査 】

問11 「書面調査の実施要領」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 書面調査は、現地調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきでない。
- 2 書面調査の一連の過程において、より多くの有用な情報が得られるよう、調査者は、建築一般、建築設備、石綿含有建材の背景知識を習得しておくことが重要である。
- 3 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているので、建築物の現状を現したものとして考えてよい。
- 4 書面調査の結果をもって調査を終了せず、石綿等の使用状況を網羅的に把握するため、現地調査を行う必要がある。【2006（平成18）年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く】。

問12 「図面の種類と読み方」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 設計図書には多様な図面があり、大別すると、建築図、構造図、設備図（電気設備、給排水衛生設備、空調設備、昇降機設備、特殊設備）等がある。
- 2 図面上の情報は、改修作業等の度に更新されるため、現在までの利用過程における改修作業等が反映されている。
- 3 図面は石綿含有建材の情報を網羅しているわけではなく、図面からの情報のみによって石綿含有建材の利用状況の判断をしてはならない。図面からの情報を参考にしつつも、必ず現地での使用状況を1つ1つ丁寧に現認し、図面との整合性をチェックしていくことが必要である。
- 4 建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、平面図、断面図、矩計図、天井伏図などにある。

問13 「図面の種類と読み方」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 電気・衛生設備図面からは、空調ダクトフランジの石綿含有ガスケット、排水の石綿セメント管、防火区画貫通部処理などの情報が得られる。
- 2 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合でも、建築物売買の際に建築図面が必要となるため、建築図面が紛失されているケースはほとんどない。
- 3 立面図は、建築物の立面を記載しており、通常、4面1組で建築物の立面が記載され、外部仕上が記載されていることも多くみられる。
- 4 矩計図や矩計詳細図には、断面詳細が記載されており、建築物の納まりや寸法などの他、天井の裏側や梁と外壁との関係なども読み取ることが可能である。

問14 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的に原料として工場に混入していたという情報である。ただし、意図的に添加していなくても、非意図的に法令基準の0.1%超で混入している可能性があるため注意が必要である。
- 2 「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。
- 3 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。
- 4 内部仕上表などの備考や欄外に認定番号が記載されている場合、データベースで照合する。

【 目視調査の実際と留意点 】

問1 「目視調査の流れ」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によって異なる。
- 2 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
- 3 石綿含有建材調査者は、所有者などから得た情報に基づき、依頼者と作業内容などについて打ち合わせを行い、建築物名、所在地、調査要望日（可能日）、連絡方法、建築物の用途、建築図面の有無、立会い者の有無などを確認することが望ましい。
- 4 目視調査では、調査に必要な人数は何人が、調査できる時間やどのような前段取りや機材が必要か、予想される事態は何かなど調査全体にわたる計画を事前に検討しておくことが必要である。

問2 「事前準備」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク（RS3又はRL3）と同等以上の性能を有するものとする。
- 2 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要であり、現地の状況を予測して必要な用品を準備する。
- 3 試料採取時には、石綿の調査であることを第三者には知られたくないので、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。
- 4 調査対象の現場が高所の時には、墜落制止用器具を着用する。

問3 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 目視調査に臨む基本姿勢として、事前調査の結果に基づく調査対象に即した動線計画は、動線を検討する時間を考慮しても、結果的には労力と時間の節約になる。
- 2 目視調査に臨む姿勢として、同一パターンの部屋である場合は、他の部屋での試料を多めに採取し、それを小分けにして他の部屋の試料として分析調査することで効率化を図ることができる。
- 3 目視調査に臨む基本姿勢として、一部の天井や壁だけを目視して対象物の有無を判断してしまうような粗雑な調査をしてはならない。
- 4 目視調査に臨む基本姿勢として、狭隘部での調査の後には、作業衣の背中などに繊維が付着していないことなどを点検し、調査終了時には使用した用品の洗浄や試料の確認、石綿含有建材調査者自身の「洗顔」「うがい」などを励行する。

問4 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 関係者へのヒアリングにおいて、建築当初の施工物とは異なるのではないか等の疑問を感じた場合には、所有者に対して当該建築物の改修履歴を確認する。
- 2 目視調査の最大の留意点は調査ミスをしないうことであり、この調査ミスの最大の要因は調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているかなどの疑いの目を持つことが重要である。
- 3 事前調査では、書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、目視調査は行わなくてもよい。
- 4 石綿含有建材の調査にあたっては、建築の基礎知識として、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する最低限の知識などの習得が必要である。

問5 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。
- 2 適切な防護服又は専用の作業衣を使用し、採取後にはHEPAフィルタ付き真空掃除機などで十分に付着した粉じんを除去した後、採取場所を離れる。
- 3 安全措置が確保ができていないような箇所では、決して無理をしない。何よりも安全が第一であり、試料採取に危険を伴う場合は調査報告書に採取不能であった理由を記載すればよい。
- 4 試料採取の適地とは、石綿含有建材調査者が安全に作業を行うことのできる場所のことであり、また、調査に使う工具類の飛散・落下災害を防止する措置を講じることも大切である。

【 目視調査の実際と留意点 】

問6 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 せっこうボードの大半は、裏面に表示あり、メーカーによって一部の記載事項は異なるが、メーカー名、認定番号（指定番号）、製造工場名、J I Sマーク、製造年などの情報が記載されている。
- 2 調査において、同一と考えられる建材の範囲については、色を見たり、成形板であれば触ってみる、叩いてみる、外してみる等により、知識と経験を持って総合的に判断する。
- 3 改修・解体のための事前調査では、必要があれば取外し調査（場合によっては破壊を伴う）を行い、すべての範囲について調査を行う必要がある。
- 4 目視調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できないような場所が見つかった場合は、調査を割愛し、調査報告書への記載も必要としない。

問7 「試料採取」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 試料そのものに石綿が含まれているか否かが判明していない時点で、試料を採取するので、試料採取時には必ず保護具を着用すること。
- 2 複数の場所で採取する場合には、汚染物を少なくするため、採取道具を洗浄したり手袋を交換する必要はない。
- 3 採取試料は、あらかじめ調査計画段階で「発注者」と協議して、仮決定しておく、その後の調査が円滑に進められることも多い。
- 4 吹付け材は、材料組成が「不均一」になっている可能性が高いので、試料採取は該当する吹付け面積を3等分し、各区分から1個ずつサンプルを採取する。

問8 「試料採取」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 主成分がバーミキュライト主体の吹付け材に関しては、厚み1 mm以下がほとんどのため、この場合は「10cm角程度」の試料採取を行う。
- 2 平屋建ての建築物で施工範囲が3000㎡未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の2箇所以上、1箇所あたり10㎡程度の試料をそれぞれ採取する。
- 3 一建築物であって、耐火被覆の区画に関し、記録がなく、かつ耐火被覆の業者（吹付け業者）が不明確な場合、各階を施工範囲とする。
- 4 採取後は飛散防止処理剤を散布して吹付け材を固化し、身体・床面その他周辺をHEPAフィルタ付き真空掃除機で清掃する。

問9 「試料採取」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、実際に使用されている「製品名」を特定することは難しいので、分析により判定する。
- 2 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の2箇所から1箇所あたり100cm²程度を目安に試料を採取する。
- 3 複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャー（質感）が付与されていることが多く、これらの凹凸部分を形成している主材は、どの部分であっても組成は均一である。
- 4 採取した仕上塗材には下地調整塗材やコンクリート等が付着している場合があるので、まず、目視で試料を確認し、コンクリートが付着していないことを確認する。

問10 「目視調査の記録方法」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 目視調査の記録方法のポイントは、現場で、「①迅速・簡易に情報を記入できるもの」、「②調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの」、「③調査箇所に漏れがないことを確認しやすいもの」、が挙げられる。
- 2 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、記憶違いや記載ミスをなくするため、各部屋の調査が終了するごとに調査メモを作成する。
- 3 石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という2局化した分類のみであり、その中間に該当する抽象的な判定を行わない。
- 4 石綿含有建材調査者は、維持管理の注意事項を調査報告書に記載する際には、年に数回程度の入室者にも、あるいは将来の改修工事の作業者に対してであっても、粉じんばく露の可能性があることが伝わるようにする。

【 目視調査の実際と留意点 】

問11 「目視調査の記録方法」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 調査する部屋に天井にボードがある場合は、「囲込み工事済」であり、飛散の可能性は極めて僅かである。
- 2 「劣化なし」とは、おおむね全般的に損傷箇所や、毛羽立ちなどの劣化が進んだ様子が見受けられない状態をいい、外的な要因や経年劣化が進んでいない、普通に使用している場合を表す。
- 3 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて相対的に少ないといえる。
- 4 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことが求められている。

問12 「建材の石綿分析」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことも可能である。
- 2 アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法 1 は、「電子顕微鏡」と「偏光顕微鏡」により定性分析する方法である。
- 3 アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法 2（X線回折分析法・位相差分散顕微鏡法）は、X線回折分析法と位相差分散顕微鏡法を併用した定性分析方法で、判定基準に基づいて石綿含有の有無を判断する方法である。
- 4 アスベスト分析マニュアルでは、定量分析方法 1（X線回折分析法）は、X線回折分析法による定量分析方法で石綿の質量を定量し、試料全体に対する石綿の質量百分率（%）を求める方法である。

問13 「建材の石綿分析」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 定量分析方法 2 は、「偏光顕微鏡」を用いた定量分析方法である。
- 2 定性分析の方法として、「定性分析法 1」及び「定性分析法 2」の 2 種類のみである。
- 3 定性分析方法 2 及び定量分析方法 1 は、建材製品中のアスベスト分析だけを対象としており、また、ILO 条約の精神を踏まえ石綿除去作業等者の安全衛生を考慮して作成した方法である。
- 4 定性分析方法 1 及び定性分析方法 2 は、“アスベストの含有の有無の判定基準”が異なっている。

問14 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 試料を分析機関に送付後、部屋別の目視調査個票を下書き程度でもよいので、調査日からあまり時間を経ずに、忘れないうちに部屋別に整理しておくことが望ましい。
- 2 部屋別の目視調査個票には、掲載する写真も同時に挿入しておく。
- 3 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領後は、分析機関から送られてきた結果には間違いはないため、特にチェックを行う必要はない。
- 4 定性分析方法 1 の分析結果の場合、非アスベスト繊維が何か特定しているかを確認する。

【 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 】

問 1 「目視調査総括票の記入」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 所有者情報提供依頼概要欄における調査報告書の有無は、過去に実施した調査報告書が存在する場合、その報告書を全ページともコピーし、今回の調査報告書に添付する。
- 2 所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は不明に「○」をする。
- 3 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載する。また、補助した者の名前についても必ず記載する。
- 4 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋だけの記載ではなく、調査できなかった部屋も含め、全部屋について記載する。

問 2 「目視調査個票の記入」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをすることは避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
- 2 外観の記入にあたっての注意事項として、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるだけでなく、近寄って写真に収めておく。
- 3 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称でもよい。
- 4 写真集の作成にあたっては、調査に補助員がいる場合でも、調査報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとならないと、編集時に混乱をきたすことになる。

問 3 「調査報告書の作成」に関する記述のうち不適切なもの一つに×をつけなさい。

- 1 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
- 2 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに目視調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
- 3 目視調査個票は調査した「部位」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
- 4 石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配しているため、内容についての十分な説明は依頼者へ対しての責務である。

問 4 「調査報告書の作成」に関する記述のうち間違っているもの一つに×をつけなさい。

- 1 石綿含有建材調査者は、元請事業者等からの依頼を受けて、目視調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を作成し、調査の依頼者に書面で報告する。
- 2 建築物の所有者等へ調査報告書には、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれる。
- 3 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
- 4 建築物等の所有者には法律上の義務はないが、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、工事が終了するまでではなく、事前調査の結果の記録を3年間保存することが望ましい。